

自己点検評価検討委員会規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、東京聖栄大学学則第2条第2項の定めるところにより、本学の教育・研究及び運営等の評価を行うために設置する自己点検評価検討委員会（以下「委員会」という。）に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2章 委員会

(構 成)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 本学専任の教授のうちから学長が委嘱する者 若干名
- (4) 本学事務部役職者のうちから学長が委嘱する者 若干名
- (5) 本学園役員及び役職者のうちから理事長の承認を得て学長が委嘱する者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴き、その他の本学専任の教員又は職員を加えることができる。

(任 期)

第3条 前条第1項第3号及び第4号並びに第5号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長をおき、学部長をもってこれにあてる。

2 委員長は、委員会の会務を統轄する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(任 務)

第5条 委員会は、別表に定める点検並びに評価事項に関し、調査・点検及び評価を行うことを任務とする。

(委員会報告書の作成・答申と自己点検・評価報告書の作成・提出)

第6条 委員会は、調査・点検並びに評価を行った結果を取りまとめ、委員会報告書を作成し、学長へ答申するものとする。

2 学長は、委員会報告書を検討・調整し、自己点検・評価報告書を作成して、教授会の意見を聴き、理事会に提出するものとする。

(自己点検・評価報告書の公表)

第7条 学長は、前条第2項の報告書の内容を公表するものとする。

2 公表の方法は、学長が教授会に提案し、意見を聴いた後、理事会の承認を経て、適切な方法によって公表する。

3 公表は、4年以内ごとに行うものとする。

(理事会等との調整)

第8条 委員会が、任務を遂行する際、理事会または各機関・部局との調整が必要となった場合は、学長がその調整にあたるものとする。

(幹事)

第9条 委員会の庶務を担当させるため、幹事若干名をおく。

2 幹事は、本学事務部及び本学園役職者並びに課員のうちから理事長の了承を得て学長が委嘱する。

第3章 部会

(部会)

第10条 委員会には、点検並びに評価を行う項目・内容に応じ、必要な部会を設けることができる。

(構成)

第11条 部会の委員は、学長が委員会に諮り、本学専任の教員のうちから委嘱するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、委員会または部会の意見を聴き、その他の本学専任の教員又は職員を加えることができる。

(幹事)

第12条 部会の庶務を担当させるために幹事をおく。

2 幹事は、本学事務部及び本学園役職者並びに課員のうちから理事長の了承を得て学長が委嘱する。

(部会委員の任期)

第13条 部会委員の任期は、第17条に規定する報告書の提出をもって終わるものとする。

(部会長)

第14条 部会の会務を統轄するため、部会長をおく。

2 部会長は、原則として委員会の委員のうちから学長がこれを委嘱する。

(職務)

第15条 部会は、委員会から諮問または付託された点検並びに評価事項に関し、現状を調査、分析し、点検並びに評価を行うものとする。

(連絡・調整)

第16条 部会において任務を遂行する際、他の部会または各機関・部局との連絡・調整が必要となった場合、部会長がその連絡・調整にあたるものとする。

(部会報告書の作成・答申)

第17条 部会は、委員会より諮問または付託された点検並びに評価事項に関し、調査・点検並びに評価した結果を取りまとめ、部会報告書を作成し、委員会へ答申するものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が委員会に諮り、別に定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、委員会で審議し、学長の申し出により、理事長が理事会に諮り決定する。なお、学長は申し出にあたり、教授会の意見を聴くものとする。

附則

1. この規程は、平成17年4月1日から適用する。
2. この規程は、平成25年4月1日から改正・施行する。
3. この規程は、平成27年4月1日から改正・施行する。
4. この規程は、平成30年4月1日から改正・施行する。